

生徒に対する「わいせつ行為」の根絶のための職員取り決め

教職員によるわいせつ行為を根絶するために、本人の自覚はもちろん以下のような取り決めを行い、わいせつ行為を決して起こさせない環境づくりに学校全体で努めます。

- 1 児童・生徒と教室や研究室等で外から見えない状態で1対1にならない。相談等ではドアを開放したり、複数で相談に応じる。やむを得ない場合は校長等に連絡の上、指定された場所（相談室等）で行う。
- 2 教室、研究室、その他諸室の管理等を適正に行う。
例
 - ・ドアの小窓などにポスター等の掲示物は貼らず、外から誰もが見えるようにする。
 - ・ドアの小窓の設置等が難しい室は、室管理者を教頭等管理職とし、随時、使用状況等を確認する。
 - ・部屋を1人の教職員が管理しないよう鍵の複数化や事務室等での保管をする。
- 3 私的な電話、メール、SNS等によるやり取りはしない。
- 4 児童・生徒の身体へは、安全確保等社会通念上認められるもの以外、接触しない。
- 5 教育目的外はもちろん、教育目的でも不必要な児童・生徒の撮影や録画をしない。
- 6 教育目的外で児童・生徒に性に関することを話題にしたり、質問したりすることはしない。
- 7 わいせつ行為が疑われるときはもとより、室管理が不適正であったり、指導方法が不適切と感じるときは、躊躇することなく校長等に報告する。あるいは、校内相談窓口又は校外通報・相談窓口へ連絡をする。
- 8 通報・相談窓口
 - (1) 生徒、保護者対象
 - ・学校生活相談センター 0120-0-78310（なやみいおう）24時間受付・無料
gakko-sodan@pref.nagano.lg.jp
 - ・子ども支援センター 0800-800-8035（こども専用）無料
026-225-9330（大人用）月～金 10:00～18:00
kodomo-shien@pref.nagano.lg.jp
 - (2) 教職員対象
 - ・教職員通報・相談窓口 〒380-8570 長野県教育委員会「通報・相談窓口」あて
kyoin-tsuho@pref.nagano.lg.jp
 - (3) 校内相談窓口 教頭 藤田 晶子 0265-75-4221（教務室直通）